

自動車運転代行業者に対する立入検査等実施要綱の制定について(例規通達)

平成15年 2 月 13 日

本部（交企）第 3 号

[沿革] 平成20年12月本部（交企）第61号、27年 3 月第24号、29年10月第41号、31年 3 月第30号、令和元年12月第43号、3 年 3 月本部（警務）第19号、6 年 3 月本部（交企）第36号、8 年 3 月本部（免許）第15号改正

自動車運転代行業者に対する立入検査等実施要綱を別添のとおり制定し、平成15年 2 月13日から実施することとしたので、適正かつ効果的な運用を図られたい。

別添

自動車運転代行業者に対する立入検査等実施要綱

第 1 趣旨

この要綱は、新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年新潟県公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）第12条の規定に基づき、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）第21条の規定に基づく自動車運転代行業を営む者（認定を受けていない者を含む。以下同じ。）に対する報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 報告又は資料の提出の要求

1 要求

交通企画課長及び署長（以下「署長等」という。）は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、自動車運転代行業を営む者に対し、報告又は資料の提出を求めるものとする。

- (1) 帳簿の備え付け状況及び記載状況を確認するために必要があるとき。
- (2) 営業の実態を把握するために必要があるとき。
- (3) その他業務の適正な運営の確保に資するために必要があるとき。

2 事前協議

署長は、自動車運転代行業を営む者に対して報告又は資料の提出を求めようとするときは、報告・資料提出要求協議書（別記様式第 1 号）により、あらかじめ交通企画課長に協議しなければならない。

3 要求の方法

報告又は資料の提出の要求は、報告・資料提出要求書（別記様式第 2 号）により行うものとする。

4 要求を拒否されたとき等の措置

署長等は、正当な理由なく報告又は資料の提出を拒否されたとき又は虚偽の内容の報告又は資料の提出があったときは、速やかに報告（署長にあつては交通企画課長経由。以下同じ。）するものとする。

5 結果の報告

署長等は、自動車運転代行業を営む者から報告又は資料の提出があったときは、

速やかに報告・資料提出受理報告書（別記様式第3号）にその写しを添付して報告するものとする。

第3 立入検査

1 立入検査実施者の指定等

- (1) 署長等は、立入検査を行う職員（以下「立入検査実施者」という。）をあらかじめ3名以上指定しておくものとする。
- (2) 署長等は、立入検査実施者を指定したとき又は立入検査実施者の指定を解除したときは、立入検査実施者指定（解除）報告書（別記様式第4号）により報告するものとする。

2 身分証明書の交付

- (1) 立入検査実施者に指定された者に身分証明書（細則別記様式第8号）を交付する。
- (2) 身分証明書の交付は、1の(2)の立入検査実施者指定の報告に基づき、交通企画課長が行うものとする。
- (3) 立入検査実施者は、身分証明書を紛失等することのないようその取扱いに細心の注意を払わなければならない。
- (4) 立入検査実施者は、その指定を解除されたときは、身分証明書を署長等に返納しなければならない。
- (5) 署長等は、立入検査実施者の指定を解除した者の身分証明書を1の(2)の立入検査実施者の指定解除の報告を行う際に交通企画課長に返納するものとする。
- (6) 署長等は、身分証明書の記載事項に変更があったときは、身分証明書を添えて報告するものとする。
- (7) 交通企画課長は、身分証明書交付簿（別記様式第5号）を備え付け、身分証明書の交付及び返納の状況を明らかにしておくものとする。

3 立入検査の実施

- (1) 署長等は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、自動車運転代行業を営む者の営業所を対象に立入検査を実施するものとする。
 - ア 新たに営業を開始した営業所について、実態を把握するために必要があるとき。
 - イ 行政処分を受けた者について、その後の状況を調査するために必要があるとき。
 - ウ 自動車運転代行業を営む者から報告された事項又は提出された資料の内容に疑義があるとき。
 - エ 法令違反の疑いがあると認めるとき。
 - オ その他業務の適正な運営の確保に資するために必要があるとき。

- (2) 立入検査は、自動車運転代行業立入検査表（別記様式第6号）により、2名以上の立入検査実施者で行わなければならない。

4 立入検査を拒否されたときの措置

署長等は、正当な理由なく立入検査を拒否されたときは、その状況を速やかに報告するものとする。

5 結果の報告

- (1) 立入検査実施者は、立入検査を実施したときは、立入検査実施者のうちの2名の連名で、自動車運転代行業者立入検査実施結果報告書（別記様式第7号）により、速やかに署長等に報告するものとする。
- (2) 署長等は、(1)の報告を受けたときは、速やかに自動車運転代行業者立入検査実施結果報告書の写しに関係資料を添付して報告するものとする。

第4 留意事項

自動車運転代行業を営む者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査を実施するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

1 基本的留意事項

- (1) 報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査は、法の施行に必要な限度で行い得るものであり、法の目的の範囲内で必要最小限度で行わなければならない。したがって、犯罪捜査目的や法の施行に無関係な他の行政目的のためには行わないこと。
- (2) 立入検査は、営業所に直接立ち入るものであり、自動車運転代行業を営む者にとって負担が大きいものであることから、報告又は資料の提出の要求で目的が達成できる場合はこれによること。

2 報告又は資料の提出の要求に当たっての留意事項

- (1) 報告又は資料の内容は、自動車運転代行業の業務に関し、法令を適正に執行するために必要なものであること。
- (2) 報告又は資料の提出は、電子メール等の電磁的記録により行うことができること。

3 立入検査に当たっての留意事項

- (1) 立入検査は、原則として営業時間中に立会人を求めて実施すること。
- (2) 立入検査を実施する際は、身分証明書を携帯し、関係者に提示すること。
- (3) 立入検査については、新潟県の担当部局と緊密な連携を図り、必要により共同で実施すること。

第5 法令違反発見時の措置

報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査において法令違反を発見したときは、当該違反の悪質性を総合的に判断し、刑事処分の手続をとり、又は自動車運転代行業者に対する行政処分等事務処理要領の制定について（平成15年1月10日付け本部（交企）第1号）により必要な措置を講ずるものとする。